国土交通省からのお知らせ

申請期限は
引渡しから1年3ヶ月
以内です。

消費税率10%または8%で住宅を購入された方へ

最大50万円が受け取れる

（消費税率10%時）

「すまい給付金」

●申請は、
- 確定申告とは別に、
- 専用の申請書類にて、
- 全国の専用の窓口か、郵送にて行います（詳細裏面）。

●申請期限は引渡しから1年3ヶ月以内です。

「わたしは
もらえるの？」
といった素朴な疑問
から、申請書の入手方法、
記入サポートまで
何でもお応え
します。

**申請の要件・方法など、ご不明な点は
お気軽にお問い合わせください！**

ナビダイヤル（通話料がかかります）

0570-064-186

（受付時間：9時～17時 ※土・日・祝含む ／ PHSや一部のIP電話からは☎045-330-1904）

詳しくはホームページでも すまい給付金事務局…https://sumai-kyufu.jp

尚、東日本大震災で被災された方が、住宅を再取得する際には「住まいの復興給付金」が利用できます。詳しくは事務局までお問い合わせください。（すまい給付金と重複申請はできません）

お問い合わせ先 TEL：0120-250-460（受付時間：9時～17時 ※土・日・祝除く）

「すまい給付金」のポイント

※要件等の詳細はナビダイヤル、もしくはホームページでご確認ください。

申請方法 書類を郵送する「郵送申請」と直接窓口にお越しいただく「窓口申請」があります。（確定申告とは別に行います）

申請期間 申請は引渡しから1年3ヶ月以内が期限です。

給付金 受取 申請後、約1.5～2ヶ月で現金が振り込まれます。
※新型コロナウイルス感染症の影響により、すまい給付金事務局が規模を縮小して事業を実施することがあり、この場合はこれよりも時間がかかる可能性があります。

共有者 持分を共有していれば、配偶者の方でも受け取ることができます。

現金購入もOK 住宅ローン利用者の他、50歳以上で現金購入された方も対象となります。（新築を現金購入した場合、追加要件があります）

中古も対象 中古住宅（個人間売買除く）も対象です。

ローン減税 住宅ローン減税と併用できます。
（すまい給付金とは別の手続きが必要です）

給付額 収入に応じて最大50万円受け取れます。（下表参照）
（消費税率10%時）

持分割合 持分を共有している場合は持分割合を乗じた金額に。

[給付基礎額] ※収入額の目安は、扶養対象となる家族が1人（専業主婦、16歳以上の子どもなど）の場合をモデルに試算した結果です。

消費税率10%時	※収入額の目安	450万円以下	450万円超525万円以下	525万円超600万円以下	600万円超675万円以下	675万円超775万円以下
	給付基礎額	50万円	40万円	30万円	20万円	10万円

消費税率8%時	※収入額の目安	425万円以下	425万円超475万円以下	475万円超510万円以下
	給付基礎額	30万円	20万円	10万円

※現金での購入では、給付対象者の収入上限額が650万円になります。

（例）収入450万円・持分50%のAさんの場合（税率10%）

給付基礎額 50万円 × 持分割合 50% ＝ 給付額 25万円

※すまい給付金を受領できるのは、1人1回限りです。受領後に他の住宅を取得し、居住した場合であっても、再びすまい給付金を受領することはできません。

申請先

書類を郵送する「郵送申請」と直接窓口にお越しいただく「窓口申請」いずれかをお選びいただけます。

郵送申請 郵送先：〒115-8691 赤羽郵便局 私書箱38号すまい給付金申請係

窓口申請 各都道府県のすまい給付金申請窓口（すまい給付金ホームページから検索できます）

※住宅事業者等が、申請手続きを代行する手続代行も可能です。
※申請には住宅ローン減税の申請と一部重複する書類が必要となります。

●詳しくは表面に記載のすまい給付金事務局のホームページまたはお電話でご確認ください。